

輸出貿易管理令 別表第 1 項目別対比表 (該非判定用)

©CISTEC

2019.01.09施行政省令等対応 (1 / 1)

貨物名：
メーカー名：
型及び銘柄：

次に掲げる貨物であつて、
 経済産業省令で定める仕様のもの
 7- (17) マスク若しくはレチクル
 又はこれらの部分品若しくは附属品
 7- (17) の2) マスクの製造に用いられる基材

[省令] 第6条 輸出令別表第1の7の項の
 経済産業省令で定める仕様ものは、
 次のいずれかに該当するものとする。

十七 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置
 (ホにおいて「半導体製造装置」という。)若しくは試験装置
 若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであつて、
 次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品
 若しくは附属品

ト マスク又はレチクルであつて、第一号から第八号の四までの
 いずれかに該当する集積回路の製造用のもの

チ 位相シフト膜を有する多層マスクであつて、
 次のいずれかに該当するもの
 (トに該当するもの及び第一号から第八号の四までの
 いずれにも該当しない記憶素子を製造するために
 設計したものを除く。)

(一) 複屈折率が7ナノメートル毎センチメートル未満の
 ガラスを用いたマスク基板材料から製造されたもの

(二) 光源の波長が245ナノメートル未満の
 リソグラフィ装置に用いるために設計したもの

リ インプリントリソグラフィテンプレートであつて、
 第一号から第八号の四までのいずれかに該当する
 集積回路の製造用のもの

十七の二 マスクの製造に用いられる基材であつて、
 モリブデン及びシリコンからなる多層膜の反射構造を有する
 マスクブランクのうち、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置用
 に特に設計したもの

(二) 国際半導体製造装置材料協会が定めたSEMI規格
 P37の仕様に準拠したもの

判定欄	注釈	記入欄
該当 ○ 非該当 × 対象外 -		
【 】		集積回路の該当番号 第6条第 号
[]	→ 一号～ 八号の四	
[]		
《 》] 除外 → 一号～ 八号の四	
[]		数値 ()
[]		数値 ()
[]	→ 一号～ 八号の四	集積回路の該当番号 第6条第 号
【 】		
[]		
[]		
判定結果		□該当 □非該当

作成責任者：(作成年月日： 年 月 日)

会社名 _____

所属・役職 _____

(フリガナ)
氏名 _____ 印

電話 _____

該当項番

① 輸出令別表第1の項番 []

② 貨物等省令の条項号等の番号等 []

[]